

## 8 へき地医療体制

### (1) 現 状

#### (へき地医療の現況)

当圏域では、令和元年10月現在、無医地区については、6町村の7地区に958人が、無医地区に準ずる地区については、4町村の6地区に234人が居住しており、無歯科医地区については、6町村の9地区に1,976人が、無歯科医地区に準ずる地区については、4町村の6地区に234人が居住しています。

【無医地区】				【無歯科医地区】			
市町村	無医地区等名	人口(人)	無医地区等	市町村	無歯科医地区等名	人口(人)	無歯科医地区等
島牧村	栄浜	37	△	島牧村	栄浜	37	△
黒松内町	豊幌	55	○	黒松内町	豊幌	55	○
	大成	45	△		大成	45	△
蘭越町	立川	40	△	蘭越町	立川	40	△
	上里	48	△		上里	48	△
	清水	42	△		清水	42	△
	田下	71	○		田下	71	○
真狩村	御保内	173	○	真狩村	御保内	173	○
	知来別	76	○		知来別	76	○
留寿都村	西ノ原	99	○	留寿都村	西ノ原	99	○
積丹町	余別町	229	○	積丹町	余別町	229	○
	丸山	22	△		丸山	22	△
赤井川村	落合・常盤	255	○	赤井川村	落合・常盤	255	○
					本村	803	○
					都・曲川	215	○
計	13地区	1,192		計	15地区	2,210	

(○は無医(無歯科医)地区、△は準ずる地区、令和元年度無医地区等及び無歯科医師地区等調査)

#### 【無医地区等の定義】

##### (無医地区)

- ・ 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用できない地区をいう。

##### (無医地区に準ずる地区)

- ・ 無医地区に準ずる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し、適当と認めた地区をいう。

※ 「無歯科医地区」「無歯科医地区に準ずる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替えるものとする。

#### (へき地における診療の機能)

へき地診療所等は、一定の区域内に医療機関がない地域における医療を確保することを目的として、道、市町村、公的医療機関等により設置・運営されており、当

圏域内にはへき地診療所が14か所、過疎地域等特定診療所（歯科診療所）が2か所設置されています。

【へき地診療所】 令和3年8月3日現在

所在地	診療所名
島牧村	島牧診療所
黒松内町	黒松内町国保くろまつないブナの森診療所
	黒松内町国保しろいかわブナの森診療所
蘭越町	蘭越診療所
真狩村	真狩村野の花診療所
留寿都町	留寿都診療所
積丹町	積丹町立国保診療所
神恵内村	神恵内村立神恵内診療所
赤井川村	赤井川診療所
仁木町	医療法人社団森内科胃腸科医院
ニセコ町	医療法人ニセコ医院
古平町	古平町立診療所海のまちクリニック
倶知安町	ニセコインターナショナルクリニック
泊村	村立茅沼診療所

【過疎地域等特定診療所】 令和3年8月3日現在

所在地	診療所名
島牧村	島牧診療所
神恵内村	神恵内村歯科診療所

【へき地医療拠点病院】 令和3年8月3日現在

所在地	診療所名
倶知安町	J A北海道厚生連倶知安厚生病院

[へき地診療所の設置基準]

- ・ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上あり、かつ、診療所の設置予定地から最寄の医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること。
- ・ 医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。

[過疎地域等特定診療所の定義]

- ・ 特定診療所（眼科、耳鼻咽喉科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所

[へき地医療拠点病院の主な役割]

- ・ へき地診療所等からの患者の受け入れ
- ・ 無医地区等への巡回診療の実施
- ・ へき地診療所等への代診医等の派遣
- ・ へき地の医療従事者に対する研修会等の実施
- ・ へき地診療所等に対する遠隔診療等の各種診療支援 等

### (へき地の診療を支援する医療の機能)

- 第二次保健医療福祉圏域の中核的医療機関である地域センター病院\*1には、当圏域では J A 北海道厚生連倶知安厚生病院が指定されています。
- また、へき地医療拠点病院についても、当圏域では、 J A 北海道厚生連倶知安厚生病院が指定されています。

## (2) 課 題

### (へき地における診療の機能)

- へき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。
- へき地診療所等における診療の結果によっては、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、へき地医療拠点病院など病状や緊急性に応じ適切な医療機関への紹介・搬送する体制を確保する必要があります。

### (へき地の診療を支援する医療の機能)

- へき地医療拠点病院は、地域の実情に応じた無医地区等への巡回診療並びにへき地診療所からの要請に応じ医師等の派遣を行う体制を構築するなど、へき地の診療を支援する体制を確保する必要があります。
- 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。
- 通信技術を応用した画像診断など、遠隔医療の実施に必要なコンピューター機器等の整備に対し支援を行い、医療機関の I C T 活用を推進する必要があります。

## (3) 必要な医療機能

### (へき地における診療の機能)

- 無医地区等において、地域住民の医療を確保することが必要です。
- 24時間365日対応できる体制を整備することが必要です。
- 専門的な医療や高度な医療を行える医療機関へ搬送する体制を整備することが必要です。

### (へき地の診療を支援する医療の機能)

診療支援機能の向上を図ることが必要です。

## (4) 数値目標等

指標名 (単位)	現状値		目標値	現状値の出典 (策定時・見直し時)
	計画策 定時	中間見 直し時		
へき地診療所数 (か所)	1 2	1 4	現状値 を維持	平成28年度へき地医療現況調査 北海道医療計画第8章別表随 時更新 (令和3年8月3日現 在)
過疎地域等特定診療所数 (か 所)	2	2		
へき地医療拠点病院数 (か 所)	1	1		

\* 1 地域センター病院：プライマリ・ケアを支援する第二次医療機関であり、かつ、第二次保健医療福祉圏の中核医療機関として、地域に必要な診療体制を確保し、比較的専門性の高い医療を担うとともに、地域の医療機関への医師等の派遣、技術援助、地域の医師等を対象とした研修会の実施、無医地区等の巡回診療を行う。

## (5) 数値目標等を達成するために必要な施策

関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。

### (へき地における診療の機能)

- へき地診療所等の施設・設備の整備や運営費に対して支援します。
- 市町村が患者輸送車等を整備する事業に対して支援し、搬送体制の整備に取り組みます。
- 高規格救急車、消防防災ヘリコプターなどによる救急搬送体制の充実を図ります。
- へき地医療拠点病院等が行う研修会等を通じ、へき地診療所とへき地医療拠点病院の間の連携強化に努めます。

### (へき地の診療を支援する医療の機能)

- 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地医療従事者を対象とした研修会の開催等、へき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動に対して支援します。
- 医療の地域間格差解消や医療の質及び信頼性の確保を図るため、へき地医療拠点病院等が遠隔医療を実施するために必要なコンピューター機器等の整備に対して支援を行います。
- 医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等により、へき地診療を支援する医師の確保を図ります。

## (6) 医療機関等の具体的な名称

【へき地診療所】【過疎地域等特定診療所】【へき地医療拠点病院】参照

## (7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

歯科医師の確保が困難な、へき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。

## (8) 薬局の役割

無薬局町村における医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、近隣市町村の薬局による在宅医療などの活動を推進します。

## (9) 訪問看護ステーションの役割

医療資源が限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。